

市第57号議案

公園の指定管理者の指定

次のように公園の指定管理者を指定する。

平成30年10月26日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
入船公園	都筑区仲町台二丁目7番1号	サカタのタネグリーンサービス株式会社 代表取締役社長 荒川 弘	平成30年10月31日から平成31年3月31日まで
潮田公園	同	同	同
東寺尾一丁目ふれあい公園	同	同	同

提 案 理 由

入船公園等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）